

平成 2 5 年 第 2 1 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 5 年 1 1 月 1 2 日（火）午後 3 時

場 所：教育委員会室

委員長	松	原	秀	成
委員長職務代理者	尾	上	郁	子
委員	石	井	正	治
委員（教育長）	浅	野	潤	一

事務局	教育推進課長	柴	田	靖	弘
	学務課長	住	田	雅	一
	学校施設担当課長	佐	藤	弥	栄
	統括指導主事	浜	田	真	二

書 記	教育委員会事務局				
	教育推進課庶務係長	丸	山	継	典
	同 主査	飯	田	常	雄

	開 会 時 刻 午後３時
松 原 委 員 長	ただいまから、平成２５年第２１回教育委員会定例会を開催します。なお、本日、上野委員は欠席となっております。 傍聴がございませんので、日程第１に入ります。署名委員を決定します。尾上委員と浅野委員にお願いします。 次に、日程第２、議案の審議に参ります。 はじめに、陳情第１１号を審議いたします。はじめて付議されるものですので、事務局で陳情文の朗読をお願いいたします。
柴田 教育推進課長 委 員 長	〔陳情文朗読〕 それでは、各委員からご意見があればお願いいたします。
石 井 委 員	規則にない、あるいは規則改正、規則追記ということで、規則がどういうものになっているのか、教えていただけませんか。
教育推進課長	規則につきましては、この資料の閲覧、それから配付というような、そういった記述はございません。また、この中にもございますけれども、この常任委員会と冒頭に出てきますが、これは区議会の常任委員会を指していると思われま。区議会においては、閲覧という形で対応されておりますけれども、特に規定とか、そういった規則とか、そういったものもなく実施されているというものでございますので、もし、閲覧もしくは配付ということになりましても、教育委員会の会議規則に規定をする必要は、そこまではないというふうに認識してございます。
石 井 委 員	東京都には、この方が確認されたということなんですが、同じ区として、２３区という意味合いでは、どのような現状になっておりますでしょうか。
教育推進課長	東京都の教育委員会の状況も、この陳情にございましたので、確認させていただきましたけれども、こちらも特に規定はなく、ただ、傍聴者に対して会議資料を配付しているということでございます。ですので、始まる前に配付をして、特にコピー代等もとらずに無料で行っているということでございます。

	それから、２３区につきましても、やはり開催時に会議資料として配付をしている区が１５区でございます。そのうち内訳ですけれども、会議資料を出している区が６区、議事日程のみという区が１５区のうち９区でございます。その閲覧につきましては、要するに会議が終わった後に回収するというものにつきましては、これは２３区のうち９区でございます。ただし、会議資料の閲覧を行っている区のうち、希望者に対して会議資料をコピーでお渡ししている区がございまして、重複している部分があります。
石 井 委 員	なるほど、ありがとうございます。
尾 上 委 員	これは教育委員会だけではなくて、他の委員会等も同じようなことであるのかなと思うんですけれども、他の委員会なんかでは、こういう資料的なものは差し上げているということがあるのでしょうか。
教 育 推 進 課	区議会の常任委員会で、その資料を閲覧としてお出ししているのは、これは陳情にかかわるものだけということで、その他の執行部の報告事項ですとか、そういったものは閲覧としてお出ししてておりません。陳情に係る陳情文、そして、陳情に係る執行部側からの提出の資料、これのみが委員会の会議の場で２部用意されていて、会議の中に入られた傍聴の方々は２部を回し、終わった後にご希望があれば、区議会事務局でコピーということ希望すれば、１部１０円でコピーをお渡しするという対応を区議会の常任委員会が行っています。
委 員 長	ありがとうございます。そのほかいかがでしょう。
尾 上 委 員	この陳情文の中には、下のほう２行目に、必要に応じというふうな記載なんですけれども、ちょっとよくわからないなと思っているんですけれど、その辺は何かありますか。
教 育 推 進 課 長	この陳情文からしますと、会議資料がないため、会議の内容が把握しづらい状態ですという書かれ方をしております。教育委員会の会議に係る資料ということになりますと、もちろん陳情だけではなくて、それぞれ議案という形ですね。政策決定、形成過程のものも含まれておりますので、この陳情者の思いは、会議資料という、一言でくくられておりますので、そういったものも含んでいるんだろうというふうに思われますが、私の解釈です。

委 員 長	この３行目の会議資料とっているのは、いわゆる陳情関係ではなく、全てと、そういうふうに捉えていいということですね。
教育推進課長	会議の内容が把握しづらいということから言いますと、会議で行われている議論についての資料、会議で皆さんが持っている資料という認識でのものが陳情者の願意だというふうに思います。
石 井 委 員	別な質問になるんですが、教育委員会の資料というのは、どれだけ会議後、オープンになっているのでしょうか。
教育推進課長	例えば、陳情に関しましては、陳情文とその資料については、会議開催後にホームページ上で公開させていただきます。 会議資料については公開しておりません。議事録はホームページで公開しております。議案の中で、政策形成過程のもの、人事案件のもの等は秘密会で議論しており、秘密会の部分の議事録は原則的に非公開となります。ただし、政策形成過程のものについては、政策形成過程が終了した後は、秘密会の内容の会議録も公開をするということでございます。
浅 野 教 育 長	外に出るのは議事録と陳情文そのものということ、それだけね。そうすると、陳情文はそのもの本体だから、うちのほうで出す会議資料というのは公開していないということでもいいんですね。
教育推進課長	はい、公開していません。
委 員 長	一つ確認なんですけれども、文教委員会で資料出ますよね、傍聴者に。その資料というのは、どういうレベルの資料なんですかね。例えば、陳情文だけが出るんですかね、ちょっとすみません。
教育推進課長	陳情文と陳情に係る執行部側からの資料、資料要求があったものに対して、詳しい資料が文教委員会では出るとのことです。
委 員 長	それ以外は特に出ないということですね。わかりました。
教 育 長	一つは、陳情文は新規のものと継続のものがあって、今のお話だと、継続

のものは、ホームページで公開されているということになりますよね。新規のものは、ここで読み上げることになっていますので、つまり、陳情の中身は基本的にわかるということだと思うんですよね。だから、陳情についての議論はそれについて、みんなも話し合っているというふうに理解すれば、何かそれでいいじゃないかという気がします。いろいろな資料を、議会でも陳情に関する資料とそれ以外分けているという話ですけど、ここでも政策形成過程に係るものとそうでないものという分け方は非常に難しいというふうに私は思うし、政策形成過程に関するものは、秘密会だとさっき話があったけれど、そうじゃないんじゃないかと思うんですね。本来、ここで議論することというのは、政策形成過程という、ここで教育行政をどうしていくかということ、本来議論する場なので、それは秘密会だということになったら、何も出すものなくなっちゃうじゃないかという気がしますね。

ですから、そういうことに中身として、今やっていることと、これからやるべきこと、いろいろあると思うんですけど、例えば、教育目標について、これから何かやっていくときに、いろいろな資料要求が出てきて、用意することになりますね。それは出てきたものの中身についても、議論する中で、こういう資料がふさわしくないとか、あるとかということはいろいろ出てくると思うし、そういうものは事後的に確定した段階で議論された内容として公開請求が出れば公開できるようになっていますね。だけど、全部公開できるかどうかは、行政の判断ですね。この文書が欲しいといっても、このところは出せませんとか、そういうことをやった上で公開するということになって、これはルールがありますので、出てきたものは、当日配られたものが全部が全部公開できるかどうかという判断は難しいんじゃないかという気がします。

ですから、見せないということじゃなくて、見せられる時期になれば見せられるということになるし、そもそも傍聴に来ていらっしゃるわけだから、議論に加わっていただく必要がないので、委員さんじゃないんですから、だから、基本的に何を議論しているかということが理解できれば、後で必要があれば請求して、中身を見ることができるというシステムの中で、私はいいんじゃないかなというふうに思っているんですけど。

これは個別の事情で、必要に応じの必要というのは、確かに個別にはいろいろなことがあると思いますけれども、でも、大きくりでどうするかということであれば、今のルールの中で私はいいんじゃないかというふうに思っております。

委 員 長	そのほかいかがでしょうか。 私も、今のこういった資料が出されるということは必要ないんじゃないかなと思っています。 最後から2行目のところに、ぜひとも開かれた教育委員会というふうに書かれているんですけども、陳情者がここに来て、全て見るができるわけですから、もちろん記録をとっている方もいらっしゃると思いますので、開かれた教育委員会になっているというふうに考えています。会議資料を差し上げるということは必要ないんじゃないかというふうに考えております。 そのほかいかがでしょうか。
石 井 委 員	少し別な考え方をしまして、資料は閲覧はしていただくというような考えに立ったときに、それはまずい、あるいはまずい場合があるというようなことはあるでしょうか。
教育推進課長	資料といいますか、その内容ということも、別にもあると思います。 例えば、個人情報云々ということは、後ほど請求されれば、お出しするときにはそういったものは消して出せるわけですけども、そういったものが載ったままでも閲覧というのは、逆に言うと、そういったもの消した状態で閲覧してもらうことになるのかということに、そちらの問題もあると思います。 先ほどもお話がありましたけれども、終わった後で公開されるもの、請求されれば、お出しできるものについても、同じようにそこは潰して出すような形の判断になると思います。 それから、例えば、例でいいますと、次の議案の事務事業の点検・評価という資料もございますが、これも実は今日議題としてお出ししますけれども、これから皆さんご検討いただいて、その上でこういう形で行っていくのかというような資料もございます。ですから、これは確定ではないという中での資料が出ている中で、それこそ仮定のものを持ち帰りということになったときに、まだ確定していないものが出るという可能性もあるのかなということも考えられると思っております。
委 員 長	ほかにかがでしょうか。私は今日最後ですけども、資料がもし手元で配付ということになると、これって資料が逆にひとり歩きをするというかな、そういう怖さもあるので、やはりまずいんじゃないかなと、そういうふうに思いますね。

	ほかにいかがでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、今の議論を踏まえて、次回へ継続ということで、委員長としてはまとめておきたいのですけれども、いかがでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、陳情第 11 号は継続といたします。 次に、第 50 号議案、平成 24 年度教育委員会事務事業の点検・評価についてを審議いたします。内容につきまして、事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	第 50 号議案、平成 24 年度教育委員会事務事業の点検・評価についてでございます。この案件につきましては、以前に報告として、8 月の時点でお出ししたものでございます。その際に、委員さん方からご意見をいただきまして、その進め方ということで、もう一度こちらのほうでも練ってきたものでございます。 昨年までは、皆様方に学識経験者の意見聴取をしたものの結果をごらんいただいて、その上で公表するというような経過でまいりましたが、前回の議論の中に、今後のこの事業への課題ですとか、どうやって生かしていくのかという視点も含めてやっていったほうがというご意見をいただきましたので、ここで改めまして、その事務事業の評価のシートも含めまして、内容を変えさせていただいております。 本日、委員の皆様方にお目通しをいただいた上で、資料も 5 項目にわたっておりますけれども、その上でご意見をいただいたき、直しを入れた上で、学識経験者の評価をいただく。その後、改めて教育委員会に報告をさせていただいたき公表するというふうに考えてございます。 前回申しました、今年度につきましては、その評価事業、各課 1 事業ということでさせていただきまして、5 項目ということでございます。
委 員 長	よろしいですか。ありがとうございます。それでは、ちょっと 5 項目あるのですが、見ていただいて、今日は具体的にはじめて見る資料なものですから、皆さんに持ち帰っていただくということで、次回、ご意見をいただきました

	いというふうに思いますが、いかがでしょうか。今の時点では、何かご質問等があればお願いしたいと思います。ちょっとざっと見ていただきたいと思います。
石 井 委 員	5 番目の教育相談なんですが、評価が B、A、B ということで、内容を見ていきますと、利用者数が少ない、あるいは不登校から登校になる生徒数が少ないというような、言ってみれば、先方の事情を考えたの自己評価となっているんですが、それはよくわかるんですけども、そういう事情をさらに踏まえた上でも、こういう努力をきちんとやっているんだという格好で、私は総合評価 B というのは、ちょっとこれは厳し過ぎる、むしろ A、A、B、あるいは B、A、A とか、そういうような格好での総合評価 A に持っていくのが望ましい内容だろうと感じています。
委 員 長	私のほうは、 の生活習慣病の予防健診ですけれども、裏面を見ますと、受診率が 5 割、これは本当なのかなという感じなんですが、いかがでしょうか。
住田学務課長	この生活習慣病予防健診の対象者については、この 6 ページの上のところの実施内容実績というところの下に書いてあるんですけども、全児童、生徒のうち、身長に対する体重の値が標準値のプラス 30 % 以上、またはマイナス 30 % 以下で、保護者の同意のあるものというのが対象者になるんですけども、この標準値から 3 割以上外れている子どもたちに対して、保護者宛てのお知らせを出して、血液検査であるとか、血圧、尿検査というのを、医師会の検査センターに行ってもらって、受けてもらうというものです。30 % 以上外れた子どもに対して、実際に検査を受けてもらった子どもの割合が、およそ半分というような形になっている。24 年度の表がここに書いてありますけれども、5 万 3 , 1 8 6 人小中学生がいる中で、この 30 % 以上に外れる子どもたちが 2 , 0 0 0 人ちょっといる中で、実際に検査を受けた子どもが 1 , 0 2 6 人ということですから、受診率が 5 割ぐらいというところが、まず一つ課題になっているということではあります。
委 員 長	これは学識経験者の評価も難しいところなんだろうなと思うんですけども、親御さんがこういう通知をもらって、健診に行かせないわけですよ。
学 務 課 長	そうですね。検査センターのほうに、お子さんが行っていないという状況

	です。
委 員 長	大きな課題だと思うんだけど、その辺はどうなのでしょうね、こういうところの評価項目に入れるというのは、どういうことなのでしょうかね。
石 井 委 員	同じようなところで質問したいんですが、通知を送って、受診をする。その受診日というのは、ある程度幅を持って決められているのでしょうか。あるいはこの日に行きなさいとなっているのでしょうか。
学 務 課 長	これは7月下旬から8月下旬の間で、日にちを指定させていただいて、その日に行ってもらおうというような通知を出しています。医師会のほうでも、そういう問診を含めた検査ができる日数が限られるものですから、日にちのほうは割り当てさせていただいているという状況です。
石 井 委 員	ですが、例えば、その日はどうしてもだめだというときには、相談、当然できるような格好になっていると思うんですが、それはそういうことでよろしいんですね。
学 務 課 長	指定された日付が都合が悪い場合には、この検査センターにお問い合わせいただければ変更は可能ですよというような、そういう案内文を出した上で、電話番号も載せて、保護者のほうには通知を出しているんです。
尾 上 委 員	私もこの事業概要の実績の表を見ているんですけど、この親子教室というのがありますよね。この数値ですね。これは要するに対象者の方に対して、何かしらのデータなり、説明会を開催するということでのお知らせということですね。それのご参加の人数ということですか。
学 務 課 長	フォローアップ親子教室の開催というところで一応説明をつけさせていただいていますけれども、この対象となった子どもたちと保護者を対象として、この親子教室では、学校医ですね、医師による健康指導と栄養士による栄養指導、それから、体操の指導員による運動指導ということで、コミュニティ会館の会議室と運動できる部屋を使って、親子で一緒に来てもらって、そういう講習会を行っているということでもあります。
委 員 長	せっかくこういうすばらしい評価項目で、5割という実態と親御さんの課

	題とか見えてきていると思うんですけども、これが上がっていかないと意味がないと思うんですけど、だからそういう視点で捉えていかないと、今後、これで満足しているといけないんじゃないのかなというのは、率直な意見なんですけれどね。 そのほか、どうでしょうか。
石 井 委 員	受診率を上げるために、一層の働きかけが必要であるという自己評価をされていますが、具体的には、どのような働きかけ、あるいは工夫をお考えでしょうか。
学 務 課 長	教育委員会からのプリントを学校で配るだけではなくて、養護教諭からも、やはり相当な肥満といいますか、そういった子どもに対してはちゃんと健診に行くようにとか、親子教室に行ってみたらどうかという働きかけは行っているんですけども、まだちょっと全ての学校でそういったことが徹底されているわけではありませんので、そういった指導をもう少し工夫していくといいますか、強くやっていきたいとは考えているところなんですけれど。
石 井 委 員	例えば、数値を見せるというようなのは、かなり有効な手段だと思うんですが、こうこうこういうことで、健診を受けてくださいねということで健診を受けてくれた子のうち、半数にいろいろなチェックポイントが見つかりましたよ。だから潜在的にチェックすべきポイントを、お子さんは持っている可能性がすごく高いですよ。そういうような事柄も必要かなと。
委 員 長	そういったことも含めて、この意見等が出てくるのを期待したいなと。 では、すみません。とりあえず、今の時点での質問ですね。ほかの項目のほうでも、なにかご意見はありませんか。
教 育 長	一つは、評価のＡＢＣというのがあって、評語というのは三つしかありませんよね、ＡＢＣ、書き方としては、所管がまず評価をして、教育委員会が総合評価を行うというふうに書いてあるんですけど、その指標はとにかく一つしかなくて、ここにある区分ごとの成果とか、有効性とか、効率性も、それぞれＡＢＣしかないから、これ使っていると思うんですけど、トータルはこの総合評価Ａとか、Ｂとかというのが多分総合評価ですよ。これらをここで決めてもらうということだから、これから最終的にはどうなるかわからないですけど、一つは、区分の成果、有効性、効率性のＡＢＣと総合調

	整した全体としてのＡＢＣとが、同じ標語でいいかどうかよくわからないんですけど、これだとどこが所管課が評価して、全体の総合評価は教育委員会ということだから、それはここでということになるのかもしれないけれど、所管課の評価というのは総合評価ついているから、これから決めるのかもしれないですけど、所管課の評価というのは所管課で書いているんでしょうけれど、そのところが、全体に私から言わせると甘いんじゃないかなという感じがします。 それから、例えば、学校改築なんかは、これはほとんど松江小学校のことを書いて評価していると思うんですよ。だけど、学校改築事業の推進という事業に対する評価だと思うんですよ。松江小学校のことだったら、松江小学校の改築ということにして書くなラいいと思うんですよ。松江小のことしかほとんど書いていないんで、よくできましたねということだと思うんだけど、学校改築事業は全体として進めている事業の話なので、２４年度いろいろなことがあったと思うんですけど、課題いっぱいあると思うんですよ。 だから、ちょっとそういうところが、これは議会に出すわけでしょう。課題があるんだったら、まだ要するに直すべき欠点があるという評価のほうが普通かなという気がします。 だから、所管課の評価というところが、ちょっと手前みそになっていないかなという印象がありますので、だけど、外に見てもらってから、もう一回改めてやるということですから、それで皆さんがそれでいいねということであればいいんですけど、ちょっと全体の印象として、ちょっとそういう感じを受けますけれど。
委 員 長	ほかにいかがでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、次回、もう一度ご意見をいただきながら、とりまとめをしたいと思います。次回で最後になるんですかね。
教育推進課長	次回までにご意見をいただきまして、教育委員会としての取りまとめをしていただければ、すぐにその後は学識経験者のほうの意見を聴取するという手続に入りたいと思います。 スケジュール的には、年内には学識経験者の方からご意見をいただきまして、また、さらに教育委員会でその結果をご報告させていただいた上で、年

委 員 長	明け 1 月頃には公表してまいりたいというふうに考えてございます。 では次回、またご意見をいただくということで、よろしくお願いしたいと思います。それでは、本議案については、継続ということによろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、第 5 0 議案は継続ということにいたします。 次に、第 5 1 号議案、池間哲郎氏特別講演会に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてですが、追加議案として出されましたので、ご審議したいと思います。内容につきましては、事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	ただいまの第 5 1 号議案、池間哲郎氏特別講演会に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてでございます。1 1 月 1 1 日の申し出でございました。申請者は、一般社団法人の江戸川北法人会さんでございます。そちらの代表者、そして担当者と記名がございしますが、これにつきまして、江戸川区教育委員会の名義の使用が承認されますよう申請いたしますということでございます。 事業の目的でございますが、青少年の育成、それから 2 番目に、アジアの子どもたちの現実を知るということで、現在の日本人が忘れかけている命の尊さ、感謝の心、懸命に生きることの大切さを苛酷な環境でも懸命に生きるアジアの人々から学びますということでございます。 実施時期でございますが、2 6 年 2 月 2 2 日の実施ということでございます。会場は小松川区民館のホール、事業規模でありますけれども、江戸川区内の親子 P T A 関係者、教職者ということでございます。経費徴収はございません。 事業計画書でございます。こちらに書かれているとおり、参加予定者 3 0 0 名ということで、内訳が親会、女子部会 2 0 名、青年部が 3 0 名、平井、小松川地区の小中学校性及び保護者等で 1 5 0 名、その他の地区の小中学生及び保護者等で 5 0 名、その他一般 5 0 名ということでございます。ちなみに親会、女子部会、青年部というのは、北法人会の中での部会、それから親会というのは、組織本体という意味合いと思われます。 その下に予算がございします。親会より繰り入れということで、これは 1 0 0 % 北法人会さんが経費を負担するということになります。支出については、

	講演料、そして、会場代、チラシ、ポスター代、雑費、そして予備費ということで、収入支出ともに３５万円の事業でございます。 このチラシ、ポスター等につきましては、平井、小松川地区の小中学校で配付をしたいということで予定をされている。会場は小松川区民館のホールということでございますので、その近辺の小中学校中心に配りたいということでありました。 次に、その団体のチラシ案ということでございますが、こういった内容で、チラシをつくりたいというものであります。後援としては、江戸川区と江戸川区教育委員会を予定しているということです。
委 員 長	それでは、この件につきまして、何かご質問、ご意見があればお願いいたします。
尾 上 委 員	こちらは、もちろんはじめての講演ということで、今までも北法人会が、こういうことを開催をしたということはあるんですか。
教育推進課長	この北法人会さんでのこういった内容の、例えば小中学生、それからＰＴＡの方々を対象にといった講演会という形では、今回のこういう形では、はじめて出てきましたけれども、活動としては、そういった活動をされているというのは、私もよく知っております。こういった後援名義という形でのものは、今回がはじめてでございます。
教 育 長	今回、うちのほうの後援名義申請ははじめて出たんだと思うんですけど、北法人会さんは一昨年にも池間さんと呼んで、講演会をやっています。 それから、今年や去年も北法人会で、九州の高校の先生か何かを呼んで講演されましたけれどね。社会教育に関するような活動を結構されています。
委 員 長	わかりました。そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、ほかになれば、第５１号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長	それでは、原案のとおり決定いたします。 続いて、日程第３、教育関係事務報告に参ります。事務局から報告をお願いします。
浜田 統括指導主事	統括指導主事です。全国学力・学習状況調査の結果分析について、指導室で報告書をまとめましたのでごらんください。 ４月に実施しました本調査につきまして、小学校、国語、算数、中学校、国語、数学、それぞれの問題の中から課題と思われるものを選び、分析し、授業改善のポイントを提示いたしました。 ２ページ以降、問題も入れてございます。これをもとに、各学校での分析をさせるとともに、授業改善につなげるよう指導してまいります。また、若手研修会等でも、この資料、報告書を活用していきたいというふうに考えております。 １７、１８ページをごらんください。本調査は、学力とは別に、児童・生徒設問集というのがございます。江戸川区の子どもの特徴的なものを幾つか取り上げてあります。 例えば、１８ページの９番、家の手伝いをしていますか。という設問の肯定的な解答、これは小中学校ともに全国よりも高い傾向にあります。このような結果をもとに、これらの結果についても、今後の施策等に生かしていきたいと考えております。 報告は以上でございます。
委員長	ありがとうございます。 それでは、状況調査の分析の報告ですが、何かご質問、ご意見があればお願いいたします。よろしいでしょうか。
石井委員	質問というわけではなくて、単純なコメントなんですけど、今の１７、１８ページのうち、１８ページの１１番、地域の行事に参加していますかというところが、江戸川区はもっとぐっと高く出るのかな、なんて思っていたんですが、そうでもないんだというのがちょっと驚きだったんですが、これは何か分析をされていますか。
統括指導主事	東京都では大体同じくらいなんですけれども、やはり全国と比べると、全国では、やはりもっと地域行事が盛んということになるのか、あるいは江戸

	川区の場合は、学校行事として参加している場合もあるので、その場合カウントをしていないとか、あるいはたくさん子どもたちが参加しているように見えますが、実は参加していない子も潜在的に少しいるのかというようなさまざまな見方が出ておりますが、統一的にこれだという見解は出ておりません。
石 井 委 員	ありがとうございます。
尾 上 委 員	このデータを見ますと、１７ページの６番、休みの日の１日の勉強とか、それからあと７番の本を読んだりされたりする読書家ができてというのには、まだまだ数値というものが上がってきていないんだと、もう少し上がってくると、うれしいなという感じがしますけれどね、でも、これが現実なんでしょうけれど。
委 員 長	私も同感でございます。 ただ、４番の家や図書館で読書しますかという、これは結構全国でも上にいっていますので、この辺は読書科の先生方のほうから、あるいは地域ボランティア、周辺一帯、ここに出ていると思うんですけど、子どもたちの意識の中に、それが伝わっていると思うんですよね。だけど、地域まつりはそういったものを、お祭りにも行っているんですけども、それがアンケートの中にそれが自然体になっちゃっているから、行っているんだというような、参加しているんだというような、そういう捉え方ができないかもしれないですね。よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	では、分析、どうもありがとうございました。各学校のほうに、ご指導のほど、よろしく願いしたいと思います。 それでは、教育研究所から２件ですか、よろしくお願いします。
統括指導主事	所長にかわりまして、統括指導主事のほうから報告させていただきます。まずは１０月分のいじめ電話相談についてでございます。ごらんください。１０月分につきましては４件です。学年別に見ますと、小１が１件、小５、１件、中２が２件でございます。 電話を掛けた者の別でいきますと、母親２件、父親１件、本人１件となっ

	ております。 続いて、親子餅つき体験教室についてでございます。資料をごらんください。第１０回親子餅つき体験教室についてでございます。１２月７日土曜日、東葛西中の校庭等を使用いたします。この対象者については、学校サポート教室はもちろんです。現在、不登校傾向にある児童・生徒にも広く呼びかけるよう、学校のほうには周知しています。 報告は以上でございます。
委 員 長	以上、２件ですけれども、いじめ電話相談の内容につきましては、教育会のほうで少し深めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。何かご意見等があればお願いします。質問でも結構です。よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、ほかになれば、ただいまの報告事項を了承といたします。そのほかに何か報告事項ございますでしょうか。ございませんか。
教育推進課長	口頭で申しわけございません。教育委員会主催で、１２月５日木曜日の日に、人権セミナーを予定してございます。時間は午後７時から８時３０分まで、タワーホール大ホールになります。定員７５０名です。 テーマは「心を傷つけられる子どもたち」というテーマにしまして、ＤＶの家庭で育つ子どもたちということでございます。講師としては、瀧田信之氏にお越しいただきまして、ＤＶによる不安定な家庭環境の中で、子どもにとってはどういうことになるのかと、そういったことを呼びかけて開催するものでございます。ちなみに、区の幼小中のＰＴＡ連合会が共催ということでやらせていただきます。
委 員 長	これは毎年開催しているんですね。
教育推進課長	この人権に関しましては、人権セミナーということでの子どもの人権、それから、同和問題というようなことも含めて、毎年実施をしているものでございます。
委 員 長	よろしくお願いいたします。ほかはよろしいでしょうか。

委 員 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 それでは、ほかになければ、ただいまの報告事項を了承いたします。以上をもちまして、平成２５年第２１回教育委員会定例会を終了いたします。お疲れさまでした。 閉会時刻 午後４時１分
--------------	---